

議第62号

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例

京都市観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、バスに係る駐車料金（京都市高雄観光駐車場に駐車させる場合の駐車料金を除く。）は、駐車場から車両を退場させる際に納入しなければならない。

別表第3 1備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	駐 車 料 金
京都市 清水坂 観光駐 車場	バ ス	昼 間	2時間以内につき3,000円。2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,500円を加えた額
		夜 間	1 回 3,000 ^円
	タ ク シ ー 及 び ハ イ ヤ ー		1,280
	自 動 二 輪 車		1 日 1 回 410
	自家用車等	月ぎめ以外の場合	1,600
月ぎめの場合		1 月 18,850	

京都市 嵐山観 光駐車 場	バス			3時間以内につき3,000円。3時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,000円を加えた額
	タクシー及びハイヤー			830
	自動二輪車		1日1回	410
	自家用車等	月ぎめ以外の場合		1,040
		月ぎめの場合	1月	18,850
京都市 銀閣寺 観光駐 車場	バス			2時間以内につき3,000円。2時間を超えるときは、超える時間1時間までごとに1,500円を加えた額
	タクシー及びハイヤー			830
	自動二輪車		1日1回	410
	自家用車等	月ぎめ以外の場合		1,040
		月ぎめの場合	1月	18,850
京都市 高雄観 光駐車 場	バス			3,000
	タクシー及びハイヤー			830
	自動二輪車		1日1回	410
	自家用車等	月ぎめ以外の場合		1,040
		月ぎめの場合	1月	18,850

別表第3 1備考1中「2」の右に「の表」を加え、同備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

2 「昼間」とは、午前8時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時から翌日の午前8時までをいう。ただし、京都市清水坂観光

駐車場において、午前6時から午前8時までの間にバスを入場させる
ときの当該日に係る駐車については、午前6時から午後5時までを
「昼間」とする。

別表第3 1備考に次のように加える。

- 4 昼間から夜間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車さ
せる場合にあつては、昼間の区分における駐車料金の単位となる時間
が経過するまでの間は、当該区分に係る駐車料金を適用する。この場
合において、当該時間の経過後1時間以内に退場させるときの夜間の
区分に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1,500円とする。
- 5 夜間から昼間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車さ
せる場合における昼間の区分に係る駐車料金は、この表の規定にかか
わらず、1時間までごとに1,500円とする。

別表第3 2備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	駐 車 料 金
京都市 清水坂 観光駐 車場	バ ス	昼 間	2時間以内につき3,600円。2 時間を超えるとときは、超える時 間1時間までごとに1,800円を 加えた額
		夜 間	1 回 3,600 ^円
	タクシー及びハイヤー		1,530
	自 動 二 輪 車		1日1回 620
	自 家 用 車 等		1,920
京都市 嵐山観 光駐車 場	バ ス		3時間以内につき3,600円。3 時間を超えるとときは、超える時 間1時間までごとに1,200円を 加えた額
	タクシー及びハイヤー		1,040

	自 動 二 輪 車	1 日 1 回	620
	自 家 用 車 等		1,250
京都市 銀閣寺 観光駐 車場	バ ス		2 時間以内につき3,600円。2 時間を超えるときは、超える時 間 1 時間までごとに1,800円を 加えた額
	タ ク シ ー 及 び ハ イ ヤ ー		1,040
	自 動 二 輪 車	1 日 1 回	620
	自 家 用 車 等		1,250
京都市 高雄観 光駐車 場	バ ス	1 日 1 回	3,600
	タ ク シ ー 及 び ハ イ ヤ ー		1,040
	自 動 二 輪 車		620
	自 家 用 車 等		1,250

別表第3 2備考1中「駐車」の右に「(月ぎめによる自家用車等の駐車を除く。)」を加え、同備考2を同備考3とし、同備考1の次に次のように加える。

2 「昼間」とは、午前8時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時から翌日の午前8時までをいう。ただし、京都市清水坂観光駐車場において、午前6時から午前8時までの間にバスを入場させるときの当該日に係る駐車については、午前6時から午後5時までを「昼間」とする。

別表第3 2備考に次のように加える。

4 昼間から夜間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車させる場合にあつては、昼間の区分における駐車料金の単位となる時間が経過するまでの間は、当該区分に係る駐車料金を適用する。この場

合において、当該時間の経過後1時間以内に退場させるときの夜間の区分に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1,800円とする。

- 5 夜間から昼間まで引き続き京都市清水坂観光駐車場にバスを駐車させる場合における昼間の区分に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1時間までごとに1,800円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市観光駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日の前後にまたがって駐車させる車両の駐車料金（その単位となる時間が施行日の前後にまたがっている場合に限る。）については、改正後の条例別表第3の規定を適用する。

提案理由

駐車料金の適正化を図る必要があるので提案する。